

徳島県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和五年六月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 意見の聴取の期日

令和五年六月二十八日（水曜日）午後二時から午後三時まで

二 意見の聴取の場所

阿南市富岡町北通三三番地一 阿南ひまわり会館二十一世紀室

三 意見の聴取の理由

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県知事 後藤田正純から申請のあった阿南市日開野町谷田四八三番地三における事務所（家畜保健衛生所）の新築の建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求めて意見を聴くため

四 建築の計画

敷地面積 一、八四二・一八平方メートル

延べ面積 六七四・二七平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造二階建て、鉄骨造二階建て及び鉄骨造平屋建て
用途 事務所（家畜保健衛生所）